

国家戦略特区等ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 令和8年6月10日（水）13時05分～13時46分
- 2 場所 永田町合同庁舎7階 特別会議室（オンライン会議）
- 3 出席

＜WG委員＞

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
座長代理	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
委員	大槻 奈那	名古屋商科大学大学院 マネジメント研究科教授 ピクテ・ジャパン株式会社 シニア・フェロー
委員	澁谷 遊野	東京大学大学院情報学環准教授
委員	安念 潤司	中央大学名誉教授

＜自治体等＞

仲谷 元伸	大阪府	スマートシティ戦略部次長兼スマートシティ推進監
田中 太郎	大阪府	スマートシティ戦略部 特区推進課 課長
谷口 一郎	大阪市	デジタル統括室 スマートシティ推進担当部長
井上 智仁	大阪市	デジタル統括室 スマートシティ推進担当課長
下川 誠	大阪市	教育委員会事務局 首席指導主事
大川 博史	大阪市	生野区役所 副区長
宋 悟		特定非営利活動法人IKUNO・多文化ふらっと 理事兼事務局長

＜省庁等＞

金城 太一	文部科学省	総合教育政策局国際教育課長
朝倉 千尋	文部科学省	総合教育政策局国際教育課 専門官
片桐 由紀子	文部科学省	総合教育政策局国際教育課 日本語指導調査官

＜事務局＞

山崎 翼	内閣府	地方創生推進事務局 次長
小山 和久	内閣府	地方創生推進事務局 審議官
松本 修一	内閣府	地方創生推進事務局 参事官
松平 健輔	内閣府	地方創生推進事務局 参事官

（議事次第）

- 1 開会

2 議事 外国人児童生徒への日本語指導体制について

3 閉会

○松本参事官 それでは、「国家戦略特区ワーキンググループヒアリング」を開始いたします。

本日の議題は、「外国人児童生徒への日本語指導体制について」ということで、大阪府様、大阪市様、共生社会実現コンソーシアム様、文部科学省様にオンラインにて御出席をいただいております。

本日の資料は、提案者様、文部科学省様から御提出をいただいております。いずれも公開予定であります。また、本日の議事についても公開予定であります。

本日の進め方でございますけれども、まず資料の説明を提案者様から10分程度、文部科学省様から5分程度で行っていただきまして、その後、委員の方々による質疑に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは、外国人児童生徒への日本語指導体制に関します国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めたいと思います。

本日は、提案主体である大阪府・市や関係の皆様及び文部科学省様に御参加いただきまして、ありがとうございます。

本件につきましては、昨年12月にワーキンググループヒアリングを行い、提案主体においてさらなる具体化の検討、文部科学省においては有識者会議等の場での議論を進めていただくこととしておりました。

本日は、大阪における実証事業や文部科学省の有識者会議の取りまとめ、その後の検討状況等について御報告いただき、提案実現に向けて議論したいと思います。

まず、提案主体の皆様から、実証事業の実施結果とそれを踏まえて実現したい姿等について御説明をお願いいたします。

○田中課長 それでは、大阪府特区推進課長の田中から、まずは資料の順番に沿って、昨年度行っております規制改革提案の概要と、それに伴っての今後の方針を取りまとめておりますので、それらについて御説明をさせていただきます。

まず、規制改革提案の概要でございます。提案の背景でございますのが、特に大阪市生野区における日本語指導を必要とする児童生徒の急増ということがございました。人的資源、専門性の確保が難しく、指導体制の維持が困難という状況の中で、大きく2つの柱に関して提案をさせていただいているところです。

すなわち、学校以外の運営主体・場所においても、一定の要件を満たす場合、「特別の教育課程による日本語指導」を可能にすること、教員免許を有しない者であっても、一定の要件を満たす場合、日本語指導を行うことができるようにすること、この2つの柱に基づいて規制改革提案を行いまして、それに基づく実証を行ってまいりました。

次のページをお願いいたします。

実証などを踏まえまして整理した論点でございます。まず、調査・実証の概要は、後ほどプレーヤーを替えまして詳しく御説明させていただきますが、教員免許を持たないけれども十分な日本語指導のスキルと経験を有する者が、児童生徒に対して学校外の施設において日本語指導を実施する。加えて、指導は、対象の児童生徒の所属校と情報共有・連携の上で実施する。これについては、デジタルツール（RootsNote）を用いまして、状況共有や連携を図ってきたところでございます。これらの実証を通じて、現行制度と同等以上の質を確保できるかどうかを検証いたしました。

検証の結果は、繰り返しになりますけれども、後ほどプレーヤーを替えて御説明させていただきます。

これによって明確になってまいりました規制・制度改革により実現したい姿でございます。学校を中心とした地域の関係者間の連携により、学校、そして、教員の負担軽減を図りながら、必要な日本語指導体制を確保するため、現行では、学校で実施することを原則としながらも、例外的に一定要件を満たす場合、学校外の施設において日本語指導を可能にする。これにつきましては、地方公共団体と外国人児童生徒に対して日本語指導等を行う者が連携して管理・運営する施設における日本語指導を実施可能にするという方向で考えております。

現行では、教員免許を有さない者が日本語指導を行う場合、教員が教室等に常時いる必要があるという点につきましては、教員の包括的指示の下、教員が教室等に常時いなくても日本語指導を実施可能にするという方向で考えております。

今後さらなる実証をさせていただきたいと考えておりますけれども、その実現に向けましては、上記①、②の点について制度所管省庁において必要な検討・措置を講じていただくべく、その後の実装に向けて、これまでの調査・実証等を通じて把握した論点について、文部科学省さんとも共有・連携を図りながら検討をさらに深めていきたいと思っております。

特に、教員と日本語指導に携わる者との連携方法や包括的指示の在り方について、加えて、母語、すなわち手話の活用や支援等について、今後さらに検討を深めてまいりたいと考えております。とりわけ、包括的指示の在り方等につきましては、デジタルツールの最大限の活用ということに重きを置いていきたいと考えております。

提案者たる我々としても、実証を経て規制改革が実現すれば、来年度当初から実装していきたいという思いでございます。

この資料までの説明は以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

提案者様からは追加説明があるということなのでしょうか。

○田中課長 説明者を替えまして、このページ以降を説明させていただきます。よろしく願います。

○宋理事兼事務局長 IKUNO・多文化ふらっとの理事・事務局長を務めております宋と申します。よろしく願います。

今回の実証事業に関する調査報告について、時間の関係もありまして、要点を中心に御報告いたします。実証事業の内容等については、先ほど田中課長から御報告がありましたので、割愛させていただきます。

8ページ、最後のページに行ってください。

本実証・調査については、日本語指導を必要とする児童生徒10名が参加しました。内訳は、大阪市生野区内の小学校2校から4名、中学校2校から6名であり、昨年9月以降、3月中旬まで順次実施してまいりました。参加児童生徒の国籍は、中国、ネパール、ベトナム、フィリピンの4か国です。なお、参加者のうち1名は保護者の家庭の事情により途中で帰国したため、実際には9名が継続して事業に参加しました。

本調査では、第1に児童生徒の日本語能力の向上率、2つ目に指導実施状況、3つ目に連携・協働状況、4つ目にその他の指標の4つの観点に基づき、計12項目について関係者へのヒアリング及びアンケート調査等を実施しました。このページの円グラフを御覧ください。その一部を抜粋して掲載しています。

まず、在籍校における連携負荷に関する調査結果では、本実証事業に参加した児童生徒の在籍校の75%が、情報連携は非常に有効的であり、かつ、現行制度と同程度またはそれ以下の負担で運用できていると回答をしました。

保護者からの評価については、本実証事業における日本語指導に対する満足度が非常に高いことを確認しました。事業終了後には、当法人での日本語学習の継続を希望する声も寄せられ、参加児童生徒9名のうち3名が現在当法人の運営する放課後の学習支援教室への通級を行っております。

さらに、一番右側ですけれども、大阪府、大阪市、大阪市教育委員会及び生野区役所の関係者による総合評価においても、本事業は効果的な取組であるとの評価を得ました。

最後に、本実証事業の主要なステークホルダーである日本語指導を必要とする児童生徒の在籍校及び保護者から寄せられた声について、ヒアリングやアンケート調査を通じて得られた具体的な意見について御紹介をさせていただきます。

在籍校からは以下のコメントが寄せられています。全体としては、非常に丁寧に日本語指導をしていただき、大きく評価している。実証事業が終了後も継続していただきたい。外国人児童生徒が増えている学校ではほとんど継続してほしいと考えているのではないかと。時間と曜日が固定されているので、生徒や担任、学校としては非常にありがたかった。現行制度のセンター校の通級教室ではランダムに入るので、時々予定を忘れてしまって抜けることがあります。

これは、私たちもこの実証調査をして発見したことなのですからけれども、センター校の学校行事等で日本語の指導の授業が変更される場合が結構あるということで、私どもの今回の事業については時間と曜日が固定されていたことが在籍校では非常にありがたかったという声です。

次に、どうしても公立の日本語教室と比較して見てしまいましたが、ふらっとのほうに通っていた生徒らは上達も早く、とてもラッキーだったと思います。御指導ありがとうございました。現在、本校から通うセンター校は公共交通機関を利用して通学しているので、途中で迷子になったり、

乗り方が分からずに時には教職員が同行する場合もあり、負担感もあった。ふらっとならば徒歩で通うことができる。

次に、保護者のコメントについて報告をします。子供は調査事業による日本語指導での学習をとても喜んでおり、たくさんの日本語を学びました。先生方の丁寧な御指導に感謝しています。これからもここで学習を続けられることを願っています。私の子供の指導に時間と忍耐、そして献身をくださったことに心から感謝いたしますというコメントをいただいています。

報告は以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

次に、文部科学省から、本提案に対する前回ワーキンググループヒアリング以降の検討状況等について御説明をお願いいたします。

○金城課長 国際教育課長の金城と申します。

説明させていただきます。

まず、10 ページ目のスライドでございますけれども、「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」について御説明いたします。

去る5月25日に公表いたしました令和7年度の最新の結果でございますけれども、日本語指導が必要な児童生徒の在籍状況は8万4759人と、過去最高の人数となっております、伸び率につきましても過去最高となっております。

棒グラフの下の表は在籍人数別の学校数を示したものでございますが、日本語指導が必要な児童生徒が1名以上在籍する学校は、前回調査よりも約1,500校の増となっております。

右側の上の【2】日本語指導状況の中に、「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒の状況を記載しておりますけれども、義務教育段階では前回調査比で横ばいの約76%、高校段階では10ポイント増の約15%となっております。

次のスライドをお願いいたします。

同じく5月25日には、文部科学省に設置しております有識者会議が開催されまして、報告書案についての議論がなされました。こちらはそのポイントを示したものでございます。

就学前、来日直後から、指導内容、指導体制、教員の養成・採用・研修、外国人児童生徒等の進学・就職まで、多岐に及ぶテーマにつきまして、これまでの議論で積み上げた論点につきまして御審議いただいたところでございます。

例えば、来日直後の取組としまして、これまで学校ですぐに受け入れ、対応することが一般的だったと思いますが、初期の日本語指導を行うプレクラスは、外国人児童生徒が学校生活や教科学習等に円滑に移行していくために重要な役割を果たしてございます。対象となる子供の緊張を和らげ、安心感を与えるだけでなく、受け入れに十分なノウハウを有していない学校や教師にとっても負担軽減につながるため、12月のワーキンググループでも大阪市様から御紹介がありましたように、実施する地方公共団体も増えてございます。

一方で、現状では参考となるモデルがなく、自治体によって取組にばらつきがございますので、モデルづくりを行うことと併せまして、プレクラスを全国展開することについて報告書案に盛り込まれているところでございます。

指導体制につきましては、日本語指導に一定の専門性を有する人材を確保することが必要であり、登録日本語教員をはじめ、日本語指導の専門性を有する者の学校における積極的な活用を推進すること。

ただし、制度の運用に当たりましては、在籍学級担任等との連携や児童生徒の資質・能力の向上が必要であることから、日本語指導補助者に対して子供への理解に関する動画教材の活用や研修の受講などを進める必要があるため、こうした点にも留意することなどが報告書に盛り込まれてございます。

次のスライドをお願いします。

こうした状況を踏まえまして、御提案に対する対応方針を指導者、実施場所、実施主体のそれぞれに従って整理させていただきました。

まず、①指導者につきましては、特別の教育課程における日本語指導において、登録日本語教員等の必ずしも教員免許を有さない者が、教師の関与の下であることを前提に、単独で特別の教育課程の一部を指導できるよう、方策を検討することを考えております。

次に、②実施場所についてでございます。現行制度におきましても、学校内に日本語指導を行う場所を設けることが困難な場合など、やむを得ない事情がある場合に、地方公共団体または学校設置者が管理・運営する施設であること、教室の運営について運営要綱等で定めていること等の要件を満たせば、学校外の施設で特別の教育課程を実施することは可能でございます。そのため、各自治体や各学校設置者におきまして、当該施設を適切に管理・運営していると判断した上で、学校外の施設で実施することは現行制度でも可能でございます。

3点目としまして、実施主体でございます。特別の教育課程はあくまでも学校が編成する教育課程の一部でございまして、対象児童生徒に必要な資質・能力を学校の教育課程全体を通じて育成する必要があることや、特別の教育課程以外を担う学校の教員等とのしっかりとした連携が必要であること、指導計画を校長の責任の下で作成する必要があること等を踏まえると、教育課程の実施主体は学校である必要がございます。

一方で、日本語指導が必要な児童生徒が急増している中、学校の特別の教育課程のみで日本語指導に取り組むのではなく、学校現場を支える体制の構築が必要です。そのため、学校外も含めた初期日本語指導教室のモデルづくり・全国展開を進めるとともに、地域日本語教室への参画の推進等により、学校内外の日本語指導の充実に取り組むこととしております。

次のスライドをお願いします。

こちらは、先ほど申し上げました指導体制を図で表したものでございます。現状では、左側の絵にもありますように、教師が主たる指導者として指導の中心になっているところ、教師が教科指導等に注力できるよう、サバイバル日本語や日本語基礎といった初期の指導を、担当教師の関

与の下、すなわち、指導計画の作成とか評価等などを行った上で、それを前提として登録日本語教員等の外部人材の活用で対応できるようにしていきたいと考えております。

あとのスライドは参考ですので、後ほどお目通しください。

説明は以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御質問、御意見をお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

安念先生、お願いします。

○安念委員 ありがとうございます。

御説明いただいてありがとうございます。大変貴重な試みであると思っております。

ふらっとさんに伺いたいのですが、去年度の実証事業の中で、ふらっとさん側から生徒の保護者に接触しなければならない場面はありましたでしょうか。もしあったとして、その場合、コミュニケーションはどのように取られたのか。例えば、言語の問題とか、そういうことについて何か御経験があったらお聞かせいただきたいと存じます。

○宋理事兼事務局長 ありがとうございます。多文化ふらっとの宋です。

保護者への対応については、この事業が終了した後、アンケート調査を行いましたので、その際に保護者に直接お会いした場もありますし、アンケートを依頼したという場合もありました。そのときは、4か国の保護者がおりましたけれども、通訳をつけて質問等について丁寧に行った次第です。

以上です。

○安念委員 分かりました。ありがとうございます。

○中川座長 ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。

では、私のほうから、提案をされた大阪府・市様、あるいはふらっと様、どなたでも結構ですが、文部科学省様から一定の御回答をいただいたわけですが、文科省様の御回答に対して皆さんが持っている地域課題の解決可能性といたしますか、こういったお返事で前に進めそうかというところをお伺いできればと思います。

○田中課長 大阪府特区推進課の田中でございます。

それぞれから回答ということでございましたので、本日列席させていただいておりますふらっと、生野区、大阪市教育委員会、最後に私、大阪府からお答えさせていただければと思います。

では、今の順番でお答えさせていただきます。よろしく願いいたします。

宋さん、よろしくお願いします。

○宋理事兼事務局長 多文化ふらっとの宋です。

今回、私どもの実証事業の提案に対して、文部科学省様において真摯に検討していただいたものと率直に受け止めています。提案の中で、指導者については教師の関与の下であれば教師以外の者が単独で特別の教育課程の一部を指導できるよう方策を検討するという考え方も示されましたし、実施場所についても、一定の要件を満たす場合には学校外の施設において特別の教育課

程を実施することが現行制度上も可能であるという見解についても理解しました。さらに、実施主体について、教育課程の実施主体は学校である必要があるとの考え方についても、私どもとしてはそれ自身は十分理解をしています。

一方で、本実証事業は、日本語指導を必要とする児童生徒が急増する中で、学校内で実施されている特別の教育課程による日本語指導のみでは十分な対応が困難となっているという地域現状を踏まえて、学校外の施設において特別の教育課程による日本語指導を実施することを想定した取組です。

そのため、教育課程の実施主体が学校であることを前提としつつも、学校現場を支える体制構築の観点から、学校以外の運営主体との連携あるいは役割分担などの在り方については、引き続き実証を通じて検証していく必要があるのかなと感じております。

加えて、文科省の有識者会議において指摘されているとおり、外国人児童生徒の集住化とか散在化などの取り巻く状況が今後さらに多様化しながら進行すると推測をしております。そういう状況の中で、地域に存在する多様な教育的資源がどのように学校現場を支える体制と結びついていくのかということは重要な肝であるという課題認識を持っております。今後、各地域とか自治体の実情や特性を十分に踏まえながら、柔軟な制度運用や連携体制の構築を進めていくことが望まれるのではないかなと思っています。

例えば、私どもが活動拠点にしているいくのパークの近隣のある小学校では、外国人集住の地域ですけれども、今年4月入学の新1年生65名中、半分以上の35名が外国人児童だと校長先生から聞きました。こうした状況は、外国人児童生徒の散在地域とはおのずとアプローチの方法も異なってくることもあるかと思っておりますので、ぜひ各地域の実情や特性を生かした柔軟な運用とか体制が必要ではないかなと考えました。

以上です。

○大川副区長 続きまして、大阪市生野区副区長の大川です。

今回、先ほど文科省の金城課長から御説明いただきました内容で、有識者会議の議論とか今回の規制改革の実証を経まして、かなり前向きに御検討いただいたと感じております。

ただ、先ほどのふらっとの宋事務局長の話とかぶる部分もあるので、大阪市の中に24区ございまして、この中でも生野区を含む4区は外国からの流入の児童生徒が多いという地域の特性がございまして、これまで私も区内の各学校の先生方からいろいろ話をお伺いしているのですが、そういったことも考えますと、今回のNPO法人ふらっと様による初期日本語指導の規制改革の実現は、教育現場の負担軽減とか、それによってほかの児童生徒への教育の充実といったことにつながるということが非常に期待できると考えています。

引き続き、文部科学省様におかれましては、いろいろと御検討、御助言をいただけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○下川首席指導主事 大阪市でございます。

今回も様々に御検討いただきありがとうございます。特に、日本語指導のスキルのある方が条件付であっても単独で特別の教育課程の指導の一部を担えるようになるのであれば、学校現場の実情に合った日本語指導体制により柔軟に取り組めるようになり、大変ありがたいと思っております。

当然、校内の指導体制をどの学校でもつくっていくことにはなりますが、指導者の不足、併せて対象児童生徒が急増した際に直面する課題が本当にたくさんございます。そういったときには、地域にある教育資源を最大限生かせるような形で子供たちの支援につながられればと思います。そういった仕組みづくりやルールづくりが今後も必要だと考えております。

以上でございます。

○田中課長 大阪府特区進課長、田中でございます。

今、私どもの関係者からもそれぞれ申し上げましたとおり、まず文部科学省様の御検討に深く感謝を申し上げます。

それぞれの回答の中にもございましたとおり、地域資源の活用とか地域での連携体制の充実などに関しまして、先ほど資料で御説明いたしました包括的指示の在り方、RootsNoteの活用なども含めまして、今後、さらに実証で課題解決手法の解像度を上げていきたいと考えております。

実証段階でより学習環境の実現に向けての懸念等が解消するように、文部科学省様には引き続き相談に応じていただくという対応や御助言をお願いできればと思っております。その上で、提案者たる我々といたしましても、実証を経まして規制改革が実現いたしますれば、来年度できるだけ当初から実装につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

引き続いて提案者様に御質問ですけれども、どのぐらいのスケジュールでこれを実現していきたいと思っていらっしゃるのでしょうか。

○宋理事兼事務局長 多文化ふらっとの宋です。

今回、実証事業については一通り実現して、それなりの成果も獲得しているところですので、うちとしてはできるだけ早くそれぞれの関係者の皆さんの御理解をいただいて進めることができると思っております。

以上です。

○中川座長 できるだけ早くというのはおっしゃるとおりだと思いますが、皆さんの準備が整うとかそういうことも踏まえて、皆さん側としてはこれぐらいの時期から始めたいというめどがあれば教えていただけますか。

○宋理事兼事務局長 田中課長、どうぞ。

○田中課長 私からは先ほど少し触れさせていただきましたけれども、子供たちの学びに関わることでございますので、来年度当初からの実装が最も望ましいと考えております。

当然、それに向けての様々な予算面の調整とか法制面での調整などがございますので、それによって多少のずれはあるのかなと考えているところですが、来年当初からが望ましいと考えているところです。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、文部科学省様に御質問させてください。提案者様のほうからも評価をいただいていますように、真摯に御検討いただきましてありがとうございます。

2点御質問をさせていただければと思います。一定の条件が整った場合に、学校外の施設でもこういったことができるという解釈を示していただいたところですが、これは特区で実現することを文部科学省様は考えていらっしゃるのか、それとも全国措置としてこういう措置を認めることを考えていらっしゃるのか。

その場合に、どういう形で現場に混乱がないようにこの解釈あるいは運用方法を伝えるおつもりなのかということをお伺いできればと思います。

○金城課長 どうもありがとうございます。

先ほど御質問いただきました実施場所の関係でございますけれども、スライドの14ページ目をお願いできますでしょうか。

こちらは随分古いのですが、平成26年に出されました文部科学省の通知の中で、原則とか例外ということで書かせていただきまして、例外の解釈については、14ページの下部分でございますけれども、Q&Aの中で示しております。

ただ、随分前に出した通知とか解釈なので、現場の皆さんは現状について十分共有ができてなかったこともありますので、こういった解釈について改めて何らかの形で自治体の皆様にお示しする方向を考えております。

○中川座長 ありがとうございます。

続きまして、教員免許を有しない方であっても、教員の一定の関与の下で提案者様が提案しているような内容の日本語教育ができることを御検討いただいた上で実現していきたいというお答えをいただいておりますけれども、これはどういう形で実現をするようなことを考えていらっしゃいますでしょうか。

○金城課長 御質問ありがとうございます。

指導者につきましては、現段階でどのような方策が考えられるかは検討中でございます。例えば、特別非常勤講師制度の活用とか、法令改正によらず運用指針を示すといった形で実現を図ることについてオプションとして考えております。

検討に当たりましては、関係部署とも協議をしながら法的な整理とか、一方、現在中央教育審議会の中で検討が進められております教師の養成・研修・採用の在り方に関する議論の様子も踏まえながら検討していくことを考えております。

○中川座長 ありがとうございます。

いろいろなオプションを今お考えになっていらっしゃるということですが、提案者様のほうからは、来年度当初からの実施をお考えになっているというお話がありましたので、ぜひ

ともそれに間に合うような形で、提案者様の要求を満たすような指導者についての改善を実現するののかということについても、できるだけ早期に実現していただきますようお願いできればと思います。

ほかに御質問、御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

落合先生、お願いします。

○落合座長代理 ありがとうございます。

私からは、中川先生から御質問いただいた点について、今後、文科省においても明確にさせていただくお話もあった場所や主体についてです。提案者側の方々にとってこの点を明確にしてほしいという点があれば明確にさせていただいたほうが今後の具体化に当たってもよいのではないかと考えましたので、提案者の方々にお伺いできないかと思った次第です。

○中川座長 提案者様、いかがでしょう。

○田中課長 ふらっとの宋様、いかがでしょうか。

○宋理事兼事務局長 先ほども少し述べさせていただいたのですけれども、大阪市生野区は特に外国人の住民の人たちが多くて、子供たちもたくさんいますので、そういう地域の現状に合わせて柔軟に運用とか連携の体制を構築できるというところについては、ぜひ地域の状況を勘案していただければ非常にありがたいかなと思っています。

以上です。

○落合座長代理 ありがとうございます。

その地域の状況はよく分かりました。地域の状況として、例えば、要件に落としていく意味でいうと、どういう方がいるので、どういう方に関われるようになってほしいか、どういう場所で利用できるとよさそうか、これらの点については何かございませんでしょうか。

○田中課長 宋様、先ほど私が説明を割愛いたしましたけれども、この資料の数ページ前に、ふらっとの主体と場所の関係について整理しておりますので、こちらのほうで簡単にイメージなどをお伝えいただけるでしょうか。

○落合座長代理 分かりました。では、このページをそのまま投影しておいてください。文科省様は、これらの内容を明確化される際に、具体的に実施可能になるように御検討いただけそうでしょうか。その点をお伺いできればと考えました。

○金城課長 ありがとうございます。

私どもは、先ほど申し上げたように、幾つかメルクマールをお示ししておりますけれども、学校の教育課程の一部である特別の教育課程を実施しますので、学校で設置者たる、今回のケースですと地方公共団体のほうで、この指針に照らして合致するかどうかというのを御判断いただきたいと考えておりますけれども、今後いろいろコミュニケーションを取らせていただく中で、今示しているメルクマール中でももう少しこの辺りを明確にしたほうが良いという御意見がありましたら、そちらも踏まえた上で検討させていただこうと思います。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。

最終的に整理される内容自体は今決まらないと思います。これはもう具体的に提案としてもいただいておりますので、具体化に当たっては、こういった前提で実施できるような形でできる限り整理をいただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○田中課長 先ほど宋様や下川首席からも、前の中川先生の御質問に対してのお答えで触れさせていただいておりましたけれども、繰り返しでございますが、私から少し補足でお話しさせていただきます。

教育の実施主体はあくまで学校といった根本の中で、包括的指示の下で、連携先であるいくのパークの運営主体でもあり、今回の実証の運営主体の中心でもある NPO 多文化ふらっとが果たすべき役割などについても今後の実証の中で明らかにして、そうした制度的対応を可能としていただけるように、改めて報告させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

ほかに御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、提案主体、文部科学省の双方におかれましては、前回のワーキンググループヒアリング以降も提案の実現に向けて精力的に検討を進めていただきまして、ありがとうございます。

本日のヒアリングを通じて、外国人児童生徒が急増する地域の課題解決に向けた今後の対応の方向性について、提案主体と文部科学省との間で共有ができたと受け止めております。

本日議論した方向性に基づきまして、文部科学省におかれましては、制度改正や現行制度の解釈の明確化と実現に向けた必要な措置について速やかに対応いただくとともに、必要に応じて提案主体の取組に助言いただくなど、提案の早期実現を図っていただきますようお願いいたします。

また、提案主体におかれましては、文部科学省や内閣府とも連携を図りながら、提案の実現やその後の実装を見据えた取組の具体化を進めていただきますようお願いいたします。

本日は、皆様、どうもありがとうございました。